

令和7年12月第8回本山町議会定例会会議録

1. 招集年月日及び場所

令和7年12月16日（火）

本山町議会議場

2. 応招議員

1 番 吉川 裕三	2 番 川村 太志	3 番 永野 栄一
4 番 松繁 美和	5 番 白石 伸一	7 番 中山 百合
8 番 大石 教政	9 番 澤田 康雄	10 番 岩本 誠生

3. 不応招議員

4. 出席議員

応招議員と同じ

5. 欠席議員

不応招議員と同じ

6. 職務のため議場に出席した事務局員の職氏名

議会事務局長 松葉 早苗 主査 清岡 康隆

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 澤田 和廣	副町長 高橋 清人	教育長 大西 千之
参 事 大石 博史	総務課長 田岡 学	住民生活課長 前田 幸二
政策企画課長 澤田 直弘	まちづくり推進課長 田岡 明	建設課長 中西 一洋
健康福祉課長 澤田 真紀	病院事務長 佐古田 敦子	

8. 議事日程

日程第 1. 会議録署名議員の指名
日程第 2. 会期の決定
日程第 3. 議長諸般等報告
日程第 4. 請願審査報告
日程第 5. 付託事件調査・所管事務調査の委員会報告
日程第 6. 嶺北広域行政事務組合議会議員報告
日程第 7. 議案第90号から議案第101号及び同意第3号から同意第5号の一括
上程、所信表明並びに行政報告・提案理由の説明

- 日程第 8. 議案第 91号 本山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9. 議案第 92号 本山町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10. 議案第 93号 議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11. 議案第 94号 本山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12. 議案第 95号 本山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13. 議案第 96号 令和7年度本山町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第14. 議案第 97号 令和7年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15. 議案第 98号 令和7年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16. 議案第 99号 令和7年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17. 議案第100号 令和7年度本山町病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18. 同意第 3号 本山町副町長の選任について
- 日程第19. 同意第 4号 本山町監査委員の選任について
- 日程第20. 同意第 5号 本山町教育委員会委員の任命について
- 日程第21. 嶺北広域行政事務組合議会議員補欠選挙

開会 9：00

○議長（岩本誠生さん）おはようございます。町長より令和7年第8回定例会を招集する旨告示をされ、ご通知いたしましたところ、議員各位及び執行部全員の出席により本定例会が開催できますことをまずもって感謝申し上げます。

開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

まずは、去る11月30日に執行されました町長選挙におきまして当選され、本日2期目を迎え就任されました澤田町長、誠におめでとうございます。議会を代表いたしまして心よりお祝いを申し上げます。

町政運営を再び担われることとなり、その責務は一層重大なものと存じますが、町民の期待に応えるため、町長の情熱と実行力を改めて期待するところでございます。議会といたしましても、住民福祉の向上という共通の目的の下、是々非々の立場から相互に緊張感を保ち

ながら、健全な町政発展のため建設的な議論を重ねてまいりたいと存じるところであります。

さて、本町をはじめ地方自治体は、人口減少対策をはじめ、地域活性化対策など、これまでにないほどの重要な局面を迎えており、議会の果たす役割はかつてないほど大きいものとなっております。

議会はもとより、単に議案を審議する場だけではなく、住民に最も近い立場から、多様な声を町政に反映させる地域の合意形成の中枢であり、議会が十分に機能するか否かはそのまま町の将来の明暗を分けるほどであることは、よく認識されていると思うところであります。私たちの一つ一つの判断が、次の世代を暮らす本山町の姿を形づくることを改めて共有いたしたいと存じます。

この議場には、町民の皆様方の期待と信頼、そして未来への希望が託されております。その期待に応えるために、慎重かつ丁寧な議論が展開されますようお願いを申し上げます次第でございます。

本議会には、補正予算をはじめ12議案、人事同意案件3件が上程が予定されております。なお、今回の定例会は、後ほど日程についてお諮りいたしたいと存じますが、町長選挙の結果の関係で、通常と異なった議事日程になると思われまますので、議事進行等ご理解、ご協力のほどをお願い申し上げます。

結びに、議会、執行部ともに、真摯な議論と分かりやすい説明によって、本定例会の成果が本町の発展につながりますことを期待をいたしまして、開会に当たっての私の挨拶といたします。ありがとうございました。

ただいまの出席議員は9名で定足数に達しております。これより令和7年第8回本山町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付したプリントのとおりであります。

~~~~~

#### 日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（岩本誠生さん）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番 澤田康雄 さん、2番 川村太志 さんを指名いたします。両名はご了承願います。

~~~~~

日程第2．会期の決定

○議長（岩本誠生さん）日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日より1月15日までの31日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日より1月15日までの31日間と決定をいたしました。

~~~~~

### 日程第3．議長諸般等報告

○議長（岩本誠生さん）日程第3、議長の諸般報告をいたします。

諸般報告及び議会への報告が義務づけられております地方自治法第199条の規定による監査及び地方自治法第235条の規定による検査に関する報告書は配付のとおりでございますので、お目通しをいただきたいと思います。

また、ここで報告を申し上げます。

議席番号6番、上地議員より、閉会中の11月28日付で一身上の都合による辞職願の提出があり、地方自治法第126条ただし書きの規定により、これを許可いたしましたことをご報告申し上げます。

~~~~~

日程第4．請願審査報告

○議長（岩本誠生さん）日程第4、請願審査報告を行います。

閉会中の継続審議とされていましたが請願第7－1号 国見山周辺への風力発電事業中止への請願の審査報告を付託されました総務委員会が報告することを承認し、9番、澤田康雄さんに報告を求めます。9番、澤田康雄さん。

○総務常任委員長（澤田康雄さん）（別紙のとおり委員長報告）

○議長（岩本誠生さん）以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

質疑を許します。質疑はありますか。4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）2点ですが、1点、最初の冒頭の、本委員会としてはという主語が始まり、ここの主語と述語の関係ですね。この本文でいくと、事業者の説明によると云々あり、総合的に考えて悪影響を及ぼすようなことはないとの見解であったというふうになると、この見解は事業者の見解なのか、本委員会の見解なのか、ちょっとこの文章の書き方ですね。どっちかが主語になるのかが分かりづらいので、その説明を求めるとのことと、そして、措置のところで、町に対し対応についての進捗状況の報告を求める、これは具体的にどういう対応を町に求めるか、この具体的内容について教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）答弁。9番、澤田康雄さん。

○総務常任委員長（澤田康雄さん） 見解に対してですが、悪影響を及ぼすようなことはないとの見解ということでありますが、事業者の方からは、そういういろいろの説明を受けた中で、そういう委員会としての、事業者と説明の中にもありましたし、本委員会としても、その事業者の話を説明を聞いた中で、そういう見解に至ったということになります。

町に対し措置のことですが、町に対し対応についての進捗状況の報告を求める、この件は、どういんでしょうか、今までの経緯が、また報告もしながら、事業者とこの報告にもありますように、この請願者の方が心配されていること、また、それに対して因果関係ははっきりしませんが、もしそういう心配されることがあったとき、報告書にもありますが、そういうときのやはり取決めを、地元と請願者とのそういう問題が生じたときには、町に対しても中に入っていただき、そういうところを進めていくということを書いておる内容でございます。

ちょっと説明が十分ではなかったかと思いますが、また質問を受けたいと思います。

○議長（岩本誠生さん） 4 番、松繁美和さん。

○4 番（松繁美和さん） 言われるように、説明がちょっと不十分のように思いますので、また質問してくださいと言いましたので、質問させていただきますが、つまり、最初の文章のところは、本委員会としては、最後、見解であったというふうに、ちょっと第三者的に結んでいます、見解に至ったというふうに修正されたというふうに受け取ってよろしいかという確認が1点ですね。そのように申したと思います。

それから、町の対応については、報告書にもあるようにと言いましたが、これは、報告本文は事業者との、それから請願者、地元との関係をきちっとしろというふうに、事業者向けのことであったと思いますが、措置がいきなり町が出てくるので、少し分かりづらかったので説明を求めましたが、やはり先ほどの説明でも、であるならば、本文にも、町がこういうときにこうすべきではないかというふうなことを、もう少し書き込む必要があったのではないかなというふうに思います。

措置としては、ですから、本文には、事業者に対して地元とちゃんと契約書を結ぶとかせよと書いてあるのに、措置には町のことしか書いていない。町は、事業者がやることをきちり見守りなさいよということの措置なんではないかな。ちょっとその点についてもう一度、町の役割ですね。この措置という、いろいろ報告があつて措置は結果ですので、結果、町にしか物言わんというふうにしか受け取れませんので、ちょっとそここのところもう一度、私に分かるように説明していただきたい。

○議長（岩本誠生さん） 9 番、澤田康雄さん。

○総務常任委員長（澤田康雄さん） この件は、風力発電を反対の請願書、また後に、逆に推進の請願書も出てきておりますし、また、町としても脱炭素ということで取り組んでおります。そういう中で、やはりこういう問題が出てきました。それで、地元の方の心配もされていることは分かります。

また、事業者の方も、もう5年前からずっと説明、地元にも説明、議会にも説明があつて、

環境調査をして、そういう中で進めている中で、やはり事業者の心配されることは分かりますし、そういう事業者の方、また地元の方の話を聞き、総合的にこういう、委員会としては一部採択としたわけですが、やはりそういう結果を踏まえて、町に対してもやはりそういう双方の請願を踏まえて、そういうところをくみ取って、また進捗とかそういう状況を求めたいという趣旨でございます。

○議長（岩本誠生さん） ちょっと内容が伝わっていないように思うんですが、委員長。質問内容に対して十分な回答になっていない。

ほかに、副委員長、補足。7番、中山百合さん。

○総務常任副委員長（中山百合さん） 現在、この反対と賛成、進めてもらいたいという請願書が出ておりますけれども、先ほど松繁議員が言ったみたいに、この委員会の意見の中に、これを見てみましたら、やはり町のほうも入っていない。例えば、この措置の指定、委員会が町に対応についての進捗状況の報告を求めるというのは、ちょっと分かりづらいということは分かります。

本来なら、この上のところの因果関係等それらの問題解決を図ることを記載した協定書を事業者と地元で締結するということは分かりますけれども、やはり町も、これは町全体のことであって、皆さんが本当に心配していることで、反対している方の気持ちも本当に分かるので、町もこの中に入って、やはり正しく取り交わしをしていただきたいと思っております。

町としたら、やはり反対の人が多くて、どうしても心配をしていますので、その分も本当に業者のほうから出てきて丁寧に説明していただいて、そして、やはり3者で進めて、もし進めるんだったら進める、駄目だたら駄目、例えば反対がおったら、もうちょっとそれは駄目というようなことも考えながら、丁寧に時間をかけて進めていってもらいたいと思っております。

あまり説明になっていないんですけれども、以上です。

○議長（岩本誠生さん） 4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん） 3回目、最後になりますので。結局、私が申し上げたいのは、賛成がおるから、反対がおるからとかいう、その中身の問題に言っているので、この報告書のたてりがちょっとどうかなということなんです。

それであるならば、措置のところに、業者に対しても協定書を結ぶように求めると。そして、それに対して町も、本山住民の生活がかかっていることなので、当然その進捗状況を見守り、そしてそれなりの何か不都合が出てきたら対応すべきというようなふうに、措置を言葉で足していただくと、この報告書の意味が、措置が大事ですので、報告の中身より。どうするかという結論ですので、そこを私は最初から求めたかったです。

今、言われたようなことがあるなら、あるならこそ、ここの措置に書くべきではなかったでしょうか。

もうこれで終わります。

○議長（岩本誠生さん）9番、そういうことで、この内容についてはちょっと、私ども議長宛てに報告ということになっていますが、また議長のほうとしても、受理した時点でまた委員長との協議もしなければいけないと思いますので、町長に手渡す前に1回また協議をさせていただきたいと思います。そういうことでよろしくお願いします。

ほかに質疑ありませんか。5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）この委員会の請願書の関係で、業者のほう、J-POWERのほう呼ばれて、いろいろ聞き取りをされたと思うんですが、その際にいろいろなことを想定されてJ-POWERのほうも回答されていたと思います。例えば、それについて具体的に教えていただけたらと思います。

○議長（岩本誠生さん）経過を話してもらいたいということですか。

暫時休憩します。

休憩 9：23

再開 9：26

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

白石議員、そういうことでよろしくお願いします。

ほかに質疑ありませんか。

（「議長、8番」という声あり）ちょっと待つて。請願者でしょう。それは無理です。

ほかにありませんか。

（発言する声なし）ほかに質疑ないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより討論を行います、討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）ないようでありますので、討論を終結します。

これより、請願第7-1号 国見山周辺への風力発電事業中止への請願の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長報告は、一部採択ということであります。

それでは、請願第7-1号 国見山周辺への風力発電事業中止への請願について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

賛成多数であります。

したがって、請願第7-1号 国見山周辺への風力発電事業中止への請願は、委員長の報告のとおり一部採択とするということに決定をいたしました。

~~~~~

○議長（岩本誠生さん）続きまして、継続審議とされておりました請願第7-4 高知県国

見山周辺における風力発電事業の推進を求める請願書の審査報告を付託されました総務常任委員会が報告することを承認し、9番、澤田康雄さんに報告を求めます。9番、澤田康雄さん。

○総務常任委員長（澤田康雄さん） （別紙のとおり委員長報告）

○議長（岩本誠生さん）以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）まず、委員会の意見の本文、最後から2行目のところですけども、地元の求める道路の拡張ということで、今事業によって道路が広がるんだということについての少しこの中身をどう審査したかということについて聞きたいんですが、風力発電をつけないと道路が改良されないというふうに受け止められかねないのではないかなということをおもひまして、県道の拡張であれば、これは県の事業によるものですね。そして、林道は林業政策によって整備をされるものだというふうに思っていますが、本来そういうものであると思うんです。でも、なかなかそうはいかないので、この事業をやることによって道がよくなるというふうに解釈したのであれば、これから先いろんなことをするときに、公共事業など、あるいは民間の事業でも誘致をして、それで解決をしていくということになれば、本来の県道の改良、あるいは林道の整備は本末転倒になってきはしないかという話が出なかったのかどうか、そこら辺のところの論議をしたのかどうか、そこをお伺いしたい。

そして、まちづくりの財源対策、これはどれだけの財源が得られるのか、この事業によって。その金額を調査したのであれば教えていただきたいし、漠然とお金が入るだろうということであったのでこの判断をしたということについても、ちょっと疑問がありますので、その点説明を願いたい。

そして、措置です。これは先ほどと同じ理由です。町に対してしか措置を求めておりませんので、そのことについても、同じような流れでいけば修正をしてもらえと思うんですが、ここについて修正の考えがあるかどうか。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）答弁を求めます。9番、澤田康雄さん。

○総務常任委員長（澤田康雄さん）地元の求める道路の拡張、そういう文面での質問であります。県道の拡張の話が出ましたが、拡張の件は今のところ僕もはっきり知りませんが、県道ですので予定があるか分かりませんが、この事業により、やはり運ぶときに道路が狭いので、拡張の必要があるということで、その関係で地元の人としても、やはり今の現状の拡張計画がない中で道路の改良にもなるということで、そういうことを求めていると考えます。

将来のまちづくりの件で、財源の件ですが、風力発電によりまして変電所が本山町内にできるといことで、その税収が求められる。その額は僕もはっきり知りませんが、そういう面が期待される。また、そういういろいろな面で町にもメリットがあるんじゃないかと考えるところであります。



次に、措置の問題は、先ほどと同じようにちょっと簡単になりまして、言われるとおり、また議長にも相談をしまして、また協議をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）私の質問の仕方が悪かったと思います。

私がお聞きしたかったのは、道路の拡張の問題を、こういうことにずっと頼りになるのですが、だから、論議があったかなかったかを聞いたかったわけです。つまり、道路の拡張というのは、本来どこがどうすべきかというようなことの論議があったんですか、なかったんですかという質問に対しては、先ほどの答えなので、推察するに、その論議はしていなかったというふうに受け取ってよろしいでしょうか。

そして、財源対策について、額ははっきりしていないけれども、期待できる部分はあるだろうと。これはあまりにも委員会の審査としては、請願に対する審査としてはちょっとお粗末ではないかなというふうに、なお思います。ですが、やっていないということのようですので、これ以上質問してもお答えは出ないというので、ちょっとそういったことの苦言みたいなことになりましたが、やはり請願の審査というものはもう少しきちんとやっていくものではないかなというふうに思いましたので、質問をさせていただきました。

議長、以上です。

○議長（岩本誠生さん）9番、澤田康雄さん。

○総務常任委員長（澤田康雄さん）道路の拡張の件ですが、別に協議というか、そういう場はありません。ただ、先ほど言ったように、なかなか県道としての現状としては拡張、改良は望めない中で、そういう、この事業によって、やはり道路が狭くて通れなくなる、そういうときに改良ができるということで、地元としても期待をしている声は聞いたところでございます。

措置につきましても、先ほど言いましたように、委員長としても足りないところがありました。そこはおわびをして、また協議をしていきたいと考えます。

○議長（岩本誠生さん）ほかに質疑ありませんか。8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）おはようございます。

今、再生可能エネルギー導入等においても、風力というかメガソーラー等においては、もうちょっと環境の破壊にもなってきたんで、補助金の打切り等、国も方針転換をしてくるようであります。風力等についても、やはり非常に乱立してくると、メガソーラーのほうも縮小してくると、今度風力へいっぱい入ってくるんじゃないかというふうに危惧されます。

また、ちょうど貴重な水脈、水が小さいところで、山の上で1本のところのちょうど裏山に風車が建つというのも非常に危惧されております。その牧場とか、そのすぐ下の集落等、本当に命の水というか、非常に心配が高くなっております。

この再生可能エネルギーが今後どんなようになっていくのか非常に危惧されますが、お

伺います。

○議長（岩本誠生さん） ちょっとその点については、請願書に対する件ではありませんので、また別の形で質問してください。

ほかに質疑ありませんか。

（発言する声なし） ないので、質疑を終結します。

討論の申出はありませんか。

（「4番、討論」という声あり） 討論。4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん） 私はこの中身について、この報告について、どうしても私は反対をしておきたいと思うのは、これは風力に対して賛成とか反対とかいう意味ではなくて、先ほど質問をいたしましたように、請願に対する審査が真摯に行われていなかったということを読み取りましたので、その立場からこの審査報告書に対して反対を申し上げます。

以上です。

○議長（岩本誠生さん） ほかに討論はありませんか。では、3番、永野栄一さん。賛成の討論。

○3番（永野栄一さん） 委員会でやっているんだけども。

○議長（岩本誠生さん） 委員か。

それなら、討論の申出はありませんか。

（発言する声なし） じゃ、討論なしと認めます。

これより、請願第7－4号 高知県国見山周辺における風力発電事業の推進を求める請願書の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長報告は、一部採択であります。

請願第7－4号 高知県国見山周辺における風力発電事業の推進を求める請願書については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

賛成多数。

したがって、請願第7－4号 高知県国見山周辺における風力発電事業の推進を求める請願書は、委員長の報告のとおり一部採択とすることに決定をいたしました。

~~~~~

日程第5．付託事件調査・所管事務調査の委員会報告

○議長（岩本誠生さん） 続いて、日程第5、付託事件調査・所管事務調査の委員会報告を行います。

総務常任委員会が報告することを承認し、9番、澤田康雄さんに報告を求めます。9番、澤田康雄さん。

○総務常任委員長（澤田康雄さん） （別紙のとおり委員長報告）

○議長（岩本誠生さん）以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）調査概要の一つに保育職員の処遇というのがありましたが、これは賃金、労働条件に関わるものだというふうに思いますが、中ほどのところで、会計年度任用職員にも令和6年から勤勉手当が支給されたということで、このことが処遇のことの触れているというふうに思うんですが、ただ、これをもってしましても、本山保育所の職員は正規職員よりも会計年度任用職員のほうが人数的に多いというふうに、実態そうだといいんですが、そういう中であって、保育所の職員の正規職員と会計年度任用職員の差が大変大きいというのがございます。

そのことについて、処遇を調べるであつたら、この増えたということだけではなくて、実際どれだけの処遇に差があるのかということの調査をしたのかどうか。保育職員の処遇でするので、全体の処遇がどうなっているかをどういうふうに調べたか、それをお聞きをしたい。

そして、2ページ目の調査後のところです。調査後については、人件費が今後膨大となっていくことの懸念があり注目していく必要があるということですが、膨大すると何に対する懸念があるのか、そして、何をどう、この委員会として今後注目していくか、そこをもう少し具体的に教えてください。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）答弁を求めます。9番、澤田康雄さん。

○総務常任委員長（澤田康雄さん）職員の問題の、職員との会計年度職員の処遇の詳細なところの待遇とかそういうところは、はっきりとは聞いておりません。全体的なことで話を聞いたところです。

それと、人件費の件ですが、これは質問、ちょっとすみません、もう一回質問をいただけないでしょうか。

○議長（岩本誠生さん）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）質問したのは、人件費が膨大になると何に対して懸念をしているのか、懸念の内容。そして、今後何に注目しているか、注目の内容について教えていただきたいということです。

○議長（岩本誠生さん）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）だから、人件費が膨大になったら、つまり困るという意味の懸念でしょうか。それから、財政を圧迫するとかそういう意味なのか、そこを聞いているんです。

だから、人件費をリスクとして捉えて、大変だなというふうに、そういう結論なのか、どういう意味で人件費が膨大したら懸念されると使ったのかを聞きたいです。

○議長（岩本誠生さん）委員長、どっち答弁する。副委員長、中山百合さん。

○総務常任副委員長（中山百合さん）この2枚目のところの最後の文ですけれども、今、議員がおっしゃったように、人件費が何に対して懸念になるかということなんです、やはり人件費が膨大になったら、どうしても財源のほうも大変になってくるということもあるん

じゃないかと思うんですけれども、大体財源のところじゃないかと思うんですけれども、ちょっと質問する意味が、具体的にここにはどうしてなるか、懸念になるかということが入っていないので、ちょっと分かりにくいところもあったんですが、やはりどうしても、人員配置は国の基準の中での対応ではあったけれども、人件費が膨大になるということは、どうしても財源のほうとかにも係ってくるんじゃないかということだと思っておりますけれども、以上です。

○議長（岩本誠生さん） 4 番、どうですか。4 番、松繁美和さん。

○4 番（松繁美和さん） 私の質問は分かりづらいんだろうというふうに思うんですが、こういう調査をして保育の中身について、国基準ではそれなりの交付税が来ておるし、そして町は子育て支援に力を入れるということで、ちょっと…になりましたが、基準を多少上回る部分についても、町としていろんな財源を使いながら、あるいはふるさと納税まで使いながら、そういうふうに措置をしていることに対して、だから、これも意見みたいになってくるんですが、質問の意図はそこなんです。

子育て支援をしている保育所の様子を見ながら、そして、しかし人件費が増えたら困るよというのは、子どもを育てていくとか人をつくっていくというのは、本当に人が要る場所なんです。事務を軽視するわけではないですけれども、いわゆる事務職と違って、現場で子どもの命を預かり、そういうことをしている特にそういう職場において、人件費が心配だよと書いてある意図が私のほうは分からなくて、なぜあえてこれを調査結果でしたのかなということを知りたかった。

だから、それはもちろん人件費が増えたらお金は要るというのは分かるんですけれども、そこが町の政策との関係でどうなのかというふうに考えていって、議員もこのことについて賛成をしてくれていますので、そうすると、ことさらにこれを書くと、保育所の職員を削ったらいいんじゃないとか、あるいは、この処遇の問題を調査していったんだけど、やはりもう少しパートタイムを増やして、お金が要らないようにせいとかいうふうな工夫をしなければいけないというふうに受け取られかねない報告なので、なぜここに懸念を抱いたかを聞きたかったんです。

でも、多分私の質問に対して、この委員会の報告では答え切れないんじゃないかというふうに今聞きながら思いましたので、議長、私これ以上の答弁は求めません。

○議長（岩本誠生さん） この報告書の中身を見ると、向こうで聞いた話を主にここに載せているんであって、委員会としてこういうことの提言をしたいとか、こういう意見を言ったということではないようにも報告書では受け取れますので、待遇、基準以上の職員が配置されて、非常に本山町の保育所はいい形で推移しているということもこの中に報告されておりますし、それから、職員の処遇も改善をされたということも記載をされておりますし、皆さんとの会話の中でも、保育所の状況が非常に、我々も聞かせていただいて、スムーズに進んでいるということが理解ができたというふうに聞いていますので、委員会として、処遇について云々ということでは、委員長、これあまり述べているわけではないと思うんですが、

そういうことでいいですかね。9番、澤田康雄さん。

○総務常任委員長（澤田康雄さん）今、質問があった内容ですが、保育の現状として、どういう現状を知りたくてなったということで、別に職員の、保育所が人件費が余計いつているんじゃないかとか、そういう内容の調査ではなかったです。とにかく現状を知りたくてこういう文に載せております。そういうことになります。

○議長（岩本誠生さん）そういうことですので、また4番。

○4番（松繁美和さん）構いません。内容はそうだったということは分かりました。

ただ、今、委員長が言われた、ちょっと私はびっくりしたんですが、ただ現状を知りたくて調査をしたと。委員会調査はそういうものですか、議長。

すみません。議長に質問する権利はなかったです。つい口に出ました。

ですので、ただ知りたいだけなら行って聞いてきたらいいんです、知りたいことは。ですから、委員会として調査をするということは、この問題が、やはり町政をやっていく上にきちんと調査をして、そして委員会としても提言をしていかなければいけない。それが委員会審査だと思っておりますので、そのことについては、ちょっと質問から外れましたが、言わせていただきます。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）委員長、そういう趣旨でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

ほかに質疑ありませんか。

（発言する声なし）ないようにしたら、質疑を終わります。

以上で、総務常任委員会の報告を終わしまして、次は、産業土木常任委員会が報告することを承認し、5番、白石伸一さんに報告を求めます。5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）（別紙のとおり委員長報告）

○議長（岩本誠生さん）以上で、産業土木常任委員長の報告を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（発言する声なし）質疑ないようにありますので、質疑なしと認めます。

以上で、付託事件調査・所管事務調査の委員会報告を終わります。

ここで、議長交代のため暫時休憩します。

休憩 10：09

再開 10：09

○副議長（吉川裕三さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第6．嶺北広域行政事務組合議会議員報告

○副議長（吉川裕三さん）日程第6、嶺北広域行政事務組合議会議員報告を行います。

嶺北広域行政事務組合議会議員、10番、岩本誠生さんの報告を求めます。10番。

○10番（岩本誠生さん）（別紙のとおり議員報告）

○副議長（吉川裕三さん）以上で報告を終わります。

議長交代のため暫時休憩します。

休憩 10：16

再開 10：17

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第7．議案第90号から議案第101号及び同意第3号から同意第5号の一括上程、
所信表明並びに行政報告・提案理由の説明

○議長（岩本誠生さん）日程第7、議案第90号から議案第101号及び同意第3号から同意第5号を一括上程をいたします。

事務局に議案名を朗読させます。事務局長。

○事務局長（松葉早苗さん）（別紙のとおり朗読）

○議長（岩本誠生さん）以上で朗読を終わります。

ここで、町長より所信表明並びに行政報告・提案理由の説明を求めます。澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）改めまして、おはようございます。

本日、議員の皆様にはお繰り合わせの上ご出席をいただきまして、令和7年12月第8回
本山町議会定例会が開催できますことを厚くお礼を申し上げます。

さて、この11月30日に執行されました町長選挙におきまして、町民の皆様のご支援と
ご厚情を賜り、引き続き町政を担わせていただくこととなりました。町民の皆様の命と暮らし
を守る、その責務の重大さに改めて身の引き締まる思いでございます。

町民の皆様と情報を共有し対話を重ね、それを行政に反映していく住民主役のまちづく
りを肝に銘じ、本山町を誇りに思える、元気と希望の持てるまちづくりに取り組んでまいり
ます。

2期目に当たり、町政運営の所信を申し上げ、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協
力をいただきたいと存じます。

私は、今回の町長選挙に臨むに当たり、4年前と同様、生まれ育った本山町を誇りに思え
るまちづくりに挑戦したい、町民の皆様と一緒にあって、活力のある明るい本山町に取り組
みたいと表明をいたしました。

中山間地域では、人口減少や少子化が大きな課題となっていますが、「過疎問題の本質は、生まれ育った地域の誇りを失うこと」と言われた方がおられました。私は、この言葉に強く共感をいたしました。

今、日本全体が人口減少と少子化が進み、一方で東京への一極集中は止まっています。本町でも、人口減少と少子化が大きな課題となっています。そうした環境にありますが、本山町で生活をされている皆様、そして本山町をふるさとに持つ方々に、本山町は住みよい町だ、元気で活気があり楽しい町だと思ってもらえるようなまちづくりに挑戦してまいりたいと考えております。

そうした考えの下、町長選挙では、主に次のことについて訴えさせていただきました。

まず、人口減少対策と少子化対策、そして子育て支援です。人口減少は、地域経済に大きく影響いたしますし、地域の活力低下にもつながります。

私は、本山町は比較的コンパクトな町で、医療があり、学校があり、消防や警察などの安全・安心を守る機関があり、日常生活に必要な日用品が購入できる商店があるなど、生活しやすい町だというふうに思います。一方で、本山町で暮らしたいと思っても住宅がないという指摘をこの間受けてまいりました。

本年度から、中間管理住宅事業を進めています。この事業は、国や県の補助金と過疎債を活用し、民間の空き家住宅を借り上げ、大規模改修をして移住定住に活用していこうとするものでございます。こうした事業などを進めることで、住宅の確保に取り組み、人口減少に歯止めをかけてまいります。

また、本山町で安心して子どもを生み育てる環境の整備、そして、育児の不安や孤独を防ぐことが重要です。

本町では、いち早く保育料の全員無償化や、保育所から中学校までの給食の無償化、0歳から18歳までの医療費の無償化、そして育児相談など、多くの子育て支援施策に取り組んでまいりました。

そして、この間、一時保育や育児助成の実施、不妊治療への支援、産後ケア事業の拡大などに取り組んでまいりました。また、「郷土に誇りを持ち、心豊かでたくましい人づくり」を基本理念として、保・小・中・高・地域・社会との連携を生かした教育などの振興を進めています。

こうした少子化対策と子育て支援に取り組む、本山町で子育てがしたいと思ってもらえるまちづくりを進め、少子化に歯止めをかけてまいります。

併せて、高知県人口減少対策総合交付金連携加算型を活用し、事業の効果などについて検証、見直しをかけながら、若者交流や結婚・子育て支援事業、移住定住促進事業に取り組んでまいります。

医療の確保は、住み慣れた地域で安心して暮らしを続けることができる持続可能な地域づくり、そして健康長寿のまちづくりを進めるためになくてはならないものです。

嶺北中央病院は、本町だけではなく嶺北地域の唯一の公的医療機関として、救急医療、急

性期医療、僻地医療、災害医療の救護病院、人工透析などの機能を果たすとともに、医療・介護・予防、住まいや生活支援など一体的に提供できる地域包括ケアシステムの要としての役割を果たしています。

今、診療圏域の人口が減少するとともに、人件費や資材、光熱水費などの高騰などで、非常に厳しい経営状況になっています。現在、経営強化プランを策定し経営改善に取り組んでいますが、病院の経営努力だけではあらい切れない状況となっています。この状況は、嶺北中央病院だけではなく、全国の8割を超える公立病院が同様の経営状況です。

「医療体制の整わない地域に公立病院が設置されてきたという歴史がある」とは、全国国保地域医療学会での国関係者の言葉です。高市総理大臣の所信表明演説でも、「経営難が深刻化する医療機関や介護施設への支援なども急を要します」と発言をされています。

嶺北中央病院が現在抱えている多くの課題は、本山町が単独で解決できるものばかりではないため、今までにない発想や努力により、国への要望や高知県、嶺北地域の他の自治体、関係医療機関との連携体制の強化や役割分担などを図ってまいります。

様々な災害から命と財産を守り、安心・安全な住民の生活を保障することは、行政の基本的な責務でございます。気候変動の影響などによる頻発する大規模な土砂災害や災害級の酷暑、そして発生確率が高まっている南海トラフ地震など、自然災害はいつ発生するか予想できません。本山町地域防災計画を基に、日頃からの備えに努め、災害に強いまちづくり、防災減災対策に努めてまいります。

特に、地震への備えは急務となっています。南海トラフ地震の被害を最新データに基づき試算している高知県は、県内の震度分布や津波浸水について、2012年以来の新たな想定予測図を公表いたしました。前回の予測で、本町の最大震度は6強でしたが、今回、建物倒壊が多発すると言われている震度7に上昇をしています。

住宅の耐震化や家具の転倒防止、火災を防ぐための感震ブレーカーの設置など、命を守る備えを町民の皆様と一緒に進めてまいります。また、中山間地域における事前復興まちづくり計画の取組を進めてまいります。

本町の基幹産業である第一次産業と商工業の振興に取り組み、地域経済の活性化と基盤の強化に取り組みます。

今、飼料や肥料、燃料や資機材等の物価高騰により、農林業や畜産業などは大きな影響を受けています。手間暇かけて育てた農産物が、きちっと価格転嫁による所得につながり、持続可能な農業にならなければ、中山間地域は守れません。

限られた耕地面積と、限られた収穫量の中で、安定した収入につなげるためには、中山間地域ならではのきれいな水や空気など、里山の自然を生かすとともに、環境に配慮した生産者の顔が見える安全・安心な農産物に付加価値を付けることによるブランド化と価格転嫁を進め、農業所得の向上と新規就農につなげてまいります。

また、営農継続支援として、農業機械の購入や修繕、堆肥の活用による環境保全型農業の取組を農家の皆様と連携して進めてまいります。専業農家、半農半X、年金プラス農業収入

など、農業の形態も多様でございます。さくら市との連携を図る小規模農家の支援に取り組んでまいります。

地域営農を支える本山町農業公社の存在は、農家の高齢化が深刻な本町においてなくてはならない存在であり、地域の農地を守り、農家の農業経営の安定化と集落機能の維持に取り組んでいる本山町農業公社を引き続き支えてまいります。

畜産農家を取り巻く環境は、子牛等の取引価格の低迷や畜産飼料価格の高止まりなど、厳しい経営環境が続いています。子牛価格等の安定化対策や品質の高い子牛生産につなげる飼料の導入支援などにより、畜産農家を引き続き支援をしてまいります。

本山町森林林業ビジョン、土佐本山コンパクトフォレスト構想に基づいて、七つの基本施策を柱に、多様性のある森づくりを進めてまいります。木材は、本町に豊富にある大切な資源であります。林業機械のレンタル活用など、伐採搬出費用のコスト低減などによる自伐林家の支援や林業従事者の育成に取り組んでまいります。

本山町で生活している方々にとって、生活に必要な日用品が購入できる商店が地元にあるということは、持続可能な地域づくりにとって極めて重要であります。商工会や商工関係者と連携して、町内での消費拡大などの商工業の振興に取り組んでまいります。また、チャレンジショップの出店者が、期間終了後に町内で起業につながるよう支援をしてまいります。

まちなか活性化の取組について申し上げます。

この事業に取り組もうと考えたのは、旧役場庁舎周辺、いわゆる市街地と呼ばれたエリアは、かつて商店街としてにぎわいましたが、国道439号周辺への店舗の移転や閉店などにより、人通りが少ない状況となってまいりました。また、役場庁舎の移転により、一層、人の動きが少なくなっています。まちなかを商店街として復活させることは困難でございますが、生活空間の中にお店があつたり、人が集うことができる仕組みができないかと考えました。お寺や神社、城山や水路、路地なども大切な資源だと思います。

また、異なる産業間の後継者による連携グループを立ち上げ、本山町を元気で楽しいまちにしたいという思いを具体的に実現したいとして、様々な関係者の皆様に加わっていただき、本山まちなか活性化推進委員会を立ち上げ、まちなかのにぎわいづくりを議論していただくとともに、まちなかを何度か歩いて新たな発見や再認識をする中で、八つのプロジェクトから成る本山まちなか活性化計画を策定していただきました。この計画のコンセプトは、「人がつながる「本山まちなか」に」としました。

昨年6月には、高知大学と連携事業に関する協定を締結し、まちなか活性化等、地域活性化の取組を連携して進めています。また、中学生や高校生もまちなか活性化の取組に関心を示していただいていることに、広がりを感じているところです。

今、高知大学と本町で連携してまちなか活性化助成プログラム事業を進めています。町民の皆様が、本山町でこんなことをしてみたいという思い、夢を後押しする事業です。今までの行政などから「こんなことをやってみませんか」ではなく、本山まちなか活性化計画で出

された思いや、町民の皆様が主体的に、本山町でこんなことをしてみたいという思い、夢、しかしなかなか一歩を踏み出せなかった、そうしたことを実現するため、予算やノウハウ、人材や情報提供などで後押ししようとするものです。本年度、五つの事業が実施、または計画されておりま。

「まちなか活性化といっても、なかなか難しいのでは」というお言葉をいただきます。そうしたときに、私はよく使わせていただいている言葉がございます。ある企業創業者の「やってみなはれ。やらな分からしまへんで」という言葉です。うまくいく事業もあれば、うまくいかないこともあると思います。それぞれの経験を次につなげていくことが大事だと考えています。「やってみたい」ということを後押しすることで、一歩前に進んでいけたらいいと考えているところです。

町内には、川や山、棚田や史跡、伝統行事など、それぞれの地域に多くの財産や資源があります。こうした財産や資源を生かし、地域が元気で活力につながる取組を、まちなかから町内全域に波及する取組へと、住民の皆様と共に進めてまいります。

現在、まちなか活性化助成プログラム事業や、まちのことを考える場づくりなど、本山町の活性化の重要な役割を果たしていくサポート組織として、本山まちなか活性化計画八つのプロジェクトの一つに位置づけられた法人化によるまちづくり活動組織の立ち上げに向けて準備を進めています。法人設立の費用も、バザーの実施など、関係者で調達をして取り組まれているところです。

また、活動に必要な資金調達の方法の一つとして、この取組を情報発信をし、企業版ふるさと納税などにつなげていきたいと考えています。このような取組なら応援しようと、町外で活躍されている本町出身者の方なども加わっていただいています。町内外の多様なつながりで新たな価値を創造し、地域によりよい変化をもたらす、そうした持続可能な仕組みづくりや取組を進めてまいります。

集落活動センターやアウトドアヴィレッジ本山を拠点として、豊かな自然を生かした体験や情報発信を強化し、交流人口、関係人口の拡大を図ってまいります。

積極的な情報発信とともに、住民の皆様との対話と情報共有を図り、住民参加の行政に取り組んでまいります。行政を少しでも身近に感じていただこうと、町ホームページにて町長室日記を書いてまいりました。引き続き取り組んでまいります。

1 期目、様々な課題に直面をいたしました。解決したこと、解決できていないことがありますが、議会の皆様や町民の皆様にご相談をしながら、一つ一つ解決方法を考えながら対応してまいります。

本町では、公債費などの増加による経常経費が大幅に増加し、財政運営が大変厳しい状況となっており、この状況は当面の間、継続することが見込まれています。一方で、長引く物価高騰等により、住民の皆様の生活や産業に大きな影響が出ています。

国の経済対策や県の動向などを把握するとともに連携を図り、必要な事業は積極的に進める一方、中長期的な財政計画に基づいた健全な財政運営に取り組んでまいります。また、

財政状況が厳しいときだからこそ、町民の皆様、議会の皆様と一緒に、町長以下職員一同、知恵と力を結集してまちづくりに全力で取り組んでまいります。

以上、政策の一端と町政運営について考え方を述べさせていただきました。議員の皆様、町民の皆様にご理解、ご協力を賜りますとともに、今までにも増しましてご指導、ご鞭撻をいただきますようお願いをいたしまして、２期目に当たりましての所信表明といたします。

続きまして、行政報告を１件させていただきますと思います。

高知県消防組織の広域化、県一消防について報告をいたします。

嶺北消防本部など人口減少が進む小規模消防本部では、人員不足から救急や救助活動への対応が課題となっております。

そこで、高知県では、県内１５の消防本部を統合して県一消防を目指そうと、高知県消防広域化基本構想を策定、令和１０年度には統合新組織設立するスケジュール案を示して、今年４月、有識者や県内の市町村長、消防本部の長による高知県消防広域化基本計画あり方検討会を立ち上げ、検討してきました。

しかし、議論を進めていく中で、財政負担や職員の処遇、消防団との連携などについて意見が相次ぎ、県は統合に向けた方針を転換することになりました。

県が新たに示した統合への移行の進め方と目標年次は以下のとおりでございます。

令和８年度においては、消防本部機能の統合に向けた実施計画の策定に必要な実務的な検討を行うため、地方自治法に基づく法定協議会の設置に先立って任意協議会を設置し、同年度内に実施計画案を取りまとめます。

その際、おおむね次の事項を前提条件として検討を開始することとしております。

１としては、令和１５年度末までに消防指令システムを全県共同で再整備し、令和１６年度から運用を開始すること。

２といたしまして、それまで、令和１６年４月までの間に、県内１５消防本部を１本部に統合することを目指して、段階的な統合の可能性も含めて検討、協議を進めること。この場合、段階的な統合の形態として、例えば方面消防本部単位などでの地域単位での段階的移行及び人材確保の先行共同実施などの事務事業単位での段階的移行の双方を検討し、これらの方式による場合には、各段階における参加市町村名及び目標年度等を実施計画案において明記すること。

３として、消防指令システムの再整備事業や前項に掲げる先行的共同事業の実施を含め、消防広域化の実現に向けた共同事業の実施主体として、令和１０年４月を目途に高知県消防広域連合、仮称でございますけれども、を設置するということでございます。

本町の消防業務は嶺北消防署で行っておりますので、嶺北４町村で連携して取り組んでいかなければなりません。引き続き、議会の皆様とも情報を共有しながら検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、行政報告といたします。

続きまして、今回提案いたしました議案をご説明をいたします。（別紙のとおり議案提案

理由説明)

以上をもちまして、議案に関して説明を終わります。何とぞご審議の上、適切な議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（岩本誠生さん）以上で、所信表明並びに行政報告、提案理由の説明を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 10：48

再開 10：58

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第8．議案第91号 本山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生さん）日程第8、議案第91号 本山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）以上で補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する声なし）質疑ないようでありますので、質疑なしと認めます。

議案第91号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「ないです」の声あり）なしと認めます。

議案第91号 本山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の採決です。原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第91号 本山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第9．議案第92号 本山町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生さん）続いて、日程第9、議案第92号 本山町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する声なし）質疑ないようでありますので、質疑なしと認めます。

議案第９２号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「ないです」の声あり）なしと認めます。

議案第９２号 本山町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第９２号 本山町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第１０．議案第９３号 議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生さん）日程第１０、議案第９３号 議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん） （別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）ないようでありますので、質疑なしと認めます。

議案第９３号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（発言する声なし）なしと認めます。

議案第９３号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第９３号 議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第９３号 議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第１１．議案第９４号 本山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生さん）日程第１１、議案第９４号 本山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

議案第９４号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（発言する声なし）なしと認めます。

議案第９４号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第９４号 本山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第９４号 本山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第１２．議案第９５号 本山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生さん）日程第１２、議案第９５号 本山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）質疑ないので、質疑を終わります。

議案第９５号の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（発言する声なし）なしと認めます。

議案第９５号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第９５号 本山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第９５号 本山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 13. 議案第 96 号 令和 7 年度本山町一般会計補正予算（第 5 号）

○議長（岩本誠生さん）日程第 13、議案第 96 号 令和 7 年度本山町一般会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

補足説明を許します。田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）以上で補足説明を終わります。

これから逐条質疑を行います。

まず、歳入の 10 款地方交付税について、質疑はありませんか。

（発言する声なし）13 款使用料及び手数料について、質疑はありませんか。

（発言する声なし）14 款国庫支出金について、質疑はありませんか。

（発言する声なし）15 款県支出金について、質疑はありませんか。

（発言する声なし）18 款繰入金について、質疑はありませんか。

（発言する声なし）19 款繰越金について、質疑はありませんか。

（発言する声なし）20 款諸収入について、質疑はありませんか。

（発言する声なし）21 款町債について、質疑はありませんか。

（発言する声なし）それでは、歳出に移ります。歳出の 1 款議会費について、質疑はありませんか。

（発言する声なし）2 款総務費について、質疑はありませんか。

（発言する声なし）3 款民生費について、質疑はありませんか。

（発言する声なし）4 款衛生費について、質疑はありませんか。

（発言する声なし）5 款農林水産業費について、質疑はありませんか。

（発言する声なし）6 款商工費について、質疑はありませんか。

（発言する声なし）7 款土木費について、質疑はありませんか。

（発言する声なし）9 款教育費について、質疑はありませんか。

（発言する声なし）10 款災害復旧費について、質疑はありませんか。

（発言する声なし）12 款予備費について、質疑はありませんか。

（発言する声なし）質疑ないと認めます。

続きまして、第 2 表の繰越明許費について、質疑はありませんか。

（発言する声なし）なしと認めます。

続いて、第 3 表、地方債補正について、質疑はありませんか。

（発言する声なし）なしと認めます。

これより総括質疑に移ります。総括質疑はありませんか。この補正予算について総括質疑

はありませんか。

(発言する声なし) ないようでありますので、総括質疑を終わります。

これより討論を行います。討論の申出はありますか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第 96 号 令和 7 年度本山町一般会計補正予算(第 5 号)の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第 96 号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第 96 号 令和 7 年度本山町一般会計補正予算(第 5 号)は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第 14. 議案第 97 号 令和 7 年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)

○議長(岩本誠生さん) 日程第 14、議案第 97 号 令和 7 年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)を議題といたします。

補足説明を許します。前田住民生活課長。

○住民生活課長(前田幸二さん) (別紙のとおり補足説明)

○議長(岩本誠生さん) 以上で補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。

歳入について、質疑はありませんか。

(発言する声なし) なしと認めます。

歳出に移ります。歳出について、質疑はありませんか。

(発言する声なし) ないようですので、質疑なしと認めます。逐条質疑を終わります。

これより総括質疑を行います。補正予算に対して総括質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) なしと認めます。総括質疑を終わります。

これより討論を行います。討論の申出はありますか。

(発言する声なし) なしと認めます。

議案第 97 号 令和 7 年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第 97 号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第 97 号 令和 7 年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第15．議案第98号 令和7年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（岩本誠生さん）日程第15、議案第98号 令和7年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

補足説明を許します。澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田真紀さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）以上で補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。

歳入について、質疑はありませんか。

（発言する声なし）ないようですので、質疑なしと認めます。

歳出に移ります。歳出について、質疑はありませんか。

（発言する声なし）ないようですので、質疑なしと認めます。これで逐条質疑を終わります。

これより総括質疑を行います。総括質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）ないようですので、総括質疑なしと認めます。総括質疑を終わります。

討論を行いたいと思いますが、討論の申出はありませんか。

（発言する声なし）なしと認めます。

議案第98号 令和7年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第98号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第98号 令和7年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第16．議案第99号 令和7年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（岩本誠生さん）日程第16、議案第99号 令和7年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

補足説明を許します。前田住民生活課長。

○住民生活課長（前田幸二さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）以上で補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。

歳入について、質疑はありませんか。

(発言する声なし) なしと認めます。

次、歳出に移ります。歳出について、質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) ないようですので、なしと認めます。以上で逐条質疑を終わります。

これより総括質疑を行います。総括質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) 総括質疑ないようですので、補正予算に対しての総括質疑を終わります。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

(「ないです」の声あり) 討論なしと認めます。

議案第99号 令和7年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第3号)の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第99号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第99号 令和7年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

#### 日程第17. 議案第100号 令和7年度本山町病院事業会計補正予算(第1号)

○議長(岩本誠生さん) 次の議案ですけれども、病院のほうちょっと時間かかるかね。かかりそうなの。長くなりそうなの。やりましょうか。

それでは、続けます。

日程第17、議案第100号 令和7年度本山町病院事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

補足説明を許します。佐古田事務長。

○病院事務長(佐古田敦子さん) (別紙のとおり補足説明)

○議長(岩本誠生さん) 補足説明を終わります。

間もなく12時になりますが、この案件が終わるまで続けます。

ただいま補足説明がありましたが、これより逐条質疑を行います。

第2条収益的収入及び支出の補正のうち、収入について、質疑はありませんか。

(発言する声なし) ないようですので、なしと認めます。

支出に移ります。支出について、質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) 質疑なしと認めます。

次に移ります。第3条資本的収入及び支出の補正のうち、収入について、質疑はありませんか。

(発言する声なし) なしと認めます。

支出に移ります。支出について、質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) 質疑なしと認めます。

第4条企業債について、質疑はありませんか。

(発言する声なし) なしと認めます。

第5条議会の議決を経なければ流用することができない経費について、質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) なしと認めます。

第6条他会計からの負担金及び補助金について、質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) 質疑なしと認めます。

これより総括質疑を行います。補正予算に対して総括質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) 総括質疑なしということですので、総括質疑なしと認めます。総括質疑を終わります。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

(「ないです」の声あり) 討論なしと認めます。

議案第100号 令和7年度本山町病院事業会計補正予算(第1号)の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第100号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第100号 令和7年度本山町病院事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

昼になりますので、これより休憩を取りたいと思いますが、1時になりましたら全員協議会を行いたいと思いますので、再開前に議員控室のほうに議員各位はお集まりをいただきたいと思います。

これより暫時休憩、1時まで休憩とします。

休憩 12:01

再開 13:07

○議長(岩本誠生さん) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18、同意第3号、副町長の選任の件について議題といたしたいと思いますが、副町長、いらっしゃいますか、そのまま。出ますか。

副町長が退席されるということでございますので、暫時休憩をします。

休憩 13:07

再開 13:07

○議長（岩本誠生さん）では、休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第18．同意第3号 本山町副町長の選任について

○議長（岩本誠生さん）日程第18、同意第3号 本山町副町長の選任についてを議題といたします。

補足説明を許します。澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）町長より補足説明といたしますか、提案理由の説明が行われました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（発言する声なし）質疑ないようでありますので、質疑なしと認めます。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

同意第3号 本山町副町長の選任についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

同意第3号を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、同意第3号 本山町副町長の選任については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩します。

休憩 13:10

再開 13:12

○議長（岩本誠生さん）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第19．同意第4号 本山町監査委員の選任について

○議長（岩本誠生さん）日程第19、同意第4号 本山町監査委員の選任についてを議題といたします。

補足説明を許します。澤田町長。



(「ありません」の声あり) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論の申出はありませんか。

(「ありません」の声あり) なしと認めます。

同意第5号 本山町教育委員会委員の任命についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

同意第5号は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、同意第5号 本山町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第21. 嶺北広域行政事務組合議会議員補欠選挙

○議長(岩本誠生さん) 続いて、日程第21、嶺北広域行政事務組合議会議員補欠選挙を議題といたします。

嶺北広域行政事務組合議員でありました上地信男さんの辞職に伴い、嶺北広域行政事務組合議会議員は自動失職となったことを受けまして、嶺北広域行政事務組合同規約第5条第3項の規定により、欠員に関する選挙を行わなければならないということになっております。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定をいたしました。

それでは、嶺北広域行政事務組合議会議員に、4番、松繁美和さんを指名いたしたいと思います。

お諮りします。ただいま議長が指名いたしました松繁美和さんを嶺北広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました4番、松繁美和さんが嶺北広域行政事務組合議会議員に当選されました。松繁さん、よろしくお願いをいたします。

ここで、また、同時に欠員となっておりました議会広報編集常任委員会の副委員長、欠員になっておりましたが、7番、中山百合さんが互選によって副委員長に決定をされたと委員

長から報告を受けておりますので、お知らせをいたします。中山さん、よろしくお願いをいたします。

~~~~~

○議長（岩本誠生さん）以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 1時22分 散会